平成２６年（フ）第２３９０号
東京都足立区竹の塚６丁目15―６―403
債務者　大石　誓治
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３９２号
東京都足立区東伊興３丁目11―10　第二浅井ハイツ103
債務者　佐々木幸雄
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４０１号
東京都町田市鶴川１丁目25―40―105
債務者　大島ミツ子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４０９号
神奈川県川崎市川崎区大師駅前１丁目13―４―403
債務者　会田　龍也
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４１１号
東京都立川市幸町６丁目18―１―105
債務者　島村由美子（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４１２号
神奈川県川崎市高津区久末462―４―406
債務者　筒井美智代
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４１３号
東京都足立区大谷田１丁目25―１
債務者　渡辺　洋子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４２１号
東京都板橋区高島平１丁目67―11　アネックスＫ105
債務者　竹田　　実
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４２２号
東京都北区栄町４―15―202、住民票上の住所東京都足立区神明１丁目12―９
債務者　辻浦　航海
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４２３号
千葉県船橋市山手２丁目６―13
債務者　伊藤　博子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４２４号
千葉県四街道市栗山905―８　メルヴェーユⅢ番館201
債務者　濱元　敦史
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４２５号
千葉県四街道市栗山905―８　メルヴェーユⅢ番館201
債務者　濱元　祐実
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目16番39―503号
債務者　佐々木　薫（旧姓梅澤）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９号
沖縄県うるま市石川伊波331番地　県営石川団地２号棟204号室
債務者　安里　成市
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第４２号
沖縄県うるま市石川伊波331番地　県営石川団地２号棟204号室
債務者　安里　伸也
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部